

- ◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時開議

○根本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

この際、階猛君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨日、高松高裁で、昨年の衆議院総選挙の一票の格差が二・〇八倍になつてあるということが違憲状態であるという判決が出ました。一票の格差とは、小選挙区ごとに有権者が何人いるかを基準にして考へるわけです。有権者が少ないほど、自分の一票で選挙結果を左右する可能性が高まるために、一票の価値は重くなります。逆に、多いほど、一票の価値は軽くなります。ですので、従来から、有権者の数が違つ過ぎると投票価値の平等が保たれなくなるとして、これまで、違憲状態という判決が出てきました。

ちなみに、今日、私の隣におられる湯原俊二代議士の地元の鳥取県、こちらが全国で最も一票の価値が重い選挙区を抱えている地域です。一方、東京などでは投票価値が軽いということになつてあります。

こうした一票の価値の、一票の格差を是正するために、国勢調査が行われるたびに、都道府県ごとの定数配分が見直されました。現在、選挙制度区割り審議会というところで、選挙区を十倍十減する案が議論されています。

都市部に議席が集中することがいいのだろうかという問題意識は私もかねがね持つておりますが、国会で決めたルールに基づく見直しである以上、

今回はこれに従うのが筋だと思います。国会の権威を守るべき衆議院議長がこの見直しに異を唱えるのは、天に唾をするようなものだと思っています。むしろ、一票の格差が拡大する背景にある、地方の人口流出と都市部への人口集中、そして、その結果生じる国全体の人口減少という、日本が抱える構造的な問題を解決することに国会は精力を尽くすべきです。

そのような見地から、今日はまず、デジタル田園都市構想を掲げた岸田総理に、地方の活性化策について伺いたいと思います。

一つ目のパネルを御覧ください。

こちらは、被災三県の年齢別の転入転出超過数、日本人の転入転出超過数を見たものです。要は、人口の社会減少、これを示すものであります。

震災後の十一年間で、被災三県では、年平均一万二千三百七十二人の減少、累計では十三万六千

九十人の減少、そのうち八五%が二十四歳以下の若者です。ちなみに、六十五歳以上は、このグラフで見ると横ばいですが、当然ながら、亡くなられる方がたくさんいらっしゃり、自然減少となっています。二十五歳から六十四歳の現役世代は、復興事業がピークアウトした二〇一六年以降、マイナスが続いています。

被災地では、復興事業によって道路や防潮堤、公共施設などのインフラ整備は進みましたが、そこに住む人がいなくなれば宝の持ち腐れです。今

こそ、被災地では、人が生まれ育ち、学び、活躍するための官民からの人への投資が重要だと考えます。

総理も施政方針演説で人への投資について述べられましたが、総理の考える人への投資とは何なのか、その定義を教えてください。

○岸田内閣総理大臣 委員御指摘のように、地方の活性という観点からも、人への投資というのは大変重要だと思います。

そして、人への投資の定義とは何かということではありますが、これはまさに、御説明申し上げてある、経済モデルの中での人への投資の位置づけ、これが示してあるんだと思つていています。人への投資、我が国において、諸外国と比べて低くとどまり、また低下傾向にあります。その中にあって、賃上げもコストではなく未来への投資だということで、人への投資の重要性を申し上げています。人への投資を通じて、成長の果実をしっかりと分配することによって新たな需要を生み、次の成長につなげていく、こうした全体の流れの中、人へ

の投資、大変重要だということを申し上げております。

私の言っている人への投資は、こうした経済のシステムの中で、好循環を生み出すために必要な要素として申し上げているところであります。

○階委員 人への投資が何を含むのか、そして人への投資の外縁は何なのか、全くはつきりしません。

ところが総理は施政方針演説でこの人への投資を早期に少なくとも倍増するということを述べられているわけです。倍増するとおっしゃつてあるんですね、今現在幾らなのか、それをお答えいただけますか。

○岸田内閣總理大臣 人への投資、これは、今申し上げたように、経済の循環の中で、労働の移動あるいは人材育成、そういうふた觀点から投入される政府としての取組でありますので、数量的にこれを幾らなのかと申し上げることは、それは不可能であると思つて います。それを成果として、所得を引き上げるという形で、人への投資を目に見える形にしようということを申し上げているわけあります。

是非、この人への投資の重要性、先ほど申し上げたように、成長の果実を分配していく、その際に、人への投資、これは、コストではなくして次の成長につながるものであると位置づけて投資を行う、そして、一つの目に見える形として、所得という形で示す、そういうことを申し上げていい

人への投資を早期に倍増とおっしゃっているわけだから、当然今の金額を把握した上で、これでは足りないから倍増と言っているに違いないですよね。だったら、今の数字が幾らか、簡単に答えられるはずですよ。

○岸田内閣総理大臣 先ほど、冒頭申し上げたように、諸外国に比べて我が国人への投資が少ないと申し上げたわけですが、これは具体的にはオフJTの研修費用など、企業におけるこうした費用が諸外国に比べて低くなっている、そしてそれが低下傾向にある、そういうことを問題意識として挙げています。ですから、オフJTの研修費用等の数字、これは調べれば示すことができると思います。

今手元に、にわかに、この数字までは持つておりませんが、この数字等において我が国人への投資がどういう状況にあるのか、こういったことはお示しできると思っています。

○階委員 驚きました。総理が施政方針演説で増えとしつかりおっしゃつたから私は聞いているわけで、これは基本的なことで、ここから話を始めようということで私は用意してきたんですけども、話が始められない。どういうことなんですか施政方針演説というのは、そんなにいいかげんなものなんですか。私はちょっとあきれますね。全くこれじや話になりません。

人への投資、今幾らなのか、そして、これをいつまでに倍増するのか、これを早急に、資料を提出していただけませんか。お約束いただけますか

○岸田内閣総理大臣 先ほど言つた数字もありますし、また、施策の中で、人への投資の施策パッケージ、三年間で四千億の施策パッケージ等を用意している、こういった数字を示して、現状について、そしてこれからについてお示しすることはできると思います。そういうことをしつかり示した上で、具体的な資金の引上げ等の成果につなげていきたいと思います。

○階委員 それをいつまでにできるのかという質問であります、これは、まず、今年から、先ほど申し上げた方針によつて第一歩を踏むことによつて、是非近いうちにこれを実現するべく、あらゆる施策を動員していきたいと考へております。

資の予算、さきの補正予算でも、ここで質問しました。四千億のパッケージの話もしました。そして、今回の本予算でも人への投資に関わる部分がやはり一千億ぐらい入っていると思います。これを、現状、今、人への投資が幾らで、将来的に一千億、一千億、どこまで伸ばしていくのかこれを把握することは予算審議において非常に重要な問題です。

是非、早期にということも、できればデジタルに、いつまでにということは答えてほしいんですが、少なくとも、大前提、人への投資、総理が考えている人への投資の定義はこうなつていて、そこに今どれだけお金が投じられているのか、ここは早急に明らかにしていただきたい。このことはまずお約束いただいたいいですね。

端的に。

○岸田内閣総理大臣 先ほどから申し上げているような様々な数値については、しつかり整理をして報告をさせていただきます。

○階委員 それでは、理事会の方に提出を求めます。よろしくお願ひします。

○根本委員長 じゃ、理事会で協議を含めて対応したいと思います。

○階委員 それでは、ちょっと私は当てが外れたところなんですが、次に、地方金融機関の問題についてお話をしたいと思います。

被災地に限らず、地方経済の維持発展のためには、中小企業等に運転資金や設備資金を供給する地域金融機関の役割は極めて重要だと考えます。これは資料を見てください。

ところが、日銀が異次元の金融緩和を始めた二〇一三年以降、地銀さんや信金さんの貸出残高は増えてはいるものの、業務粗利益、すなわち、融資など、資金を運用することによって得られた利益はじわじわ減少しているんですね。地域金融機関の経営が悪化しているということです。その一因となつたのが、日銀が短期の政策金利をマイナスにし、十年の長期金利をゼロ%前後にするイールドカーブコントロールというものを延々と続けていることだと私は理解しています。このことを、日銀総裁、お認めになるかどうか、端的に結論だけお答えください。

○黒田参考人 この低金利環境というものが地域金融機関経営に様々な経路で影響を及ぼしていることは事実であります。

まず、積極的な金融緩和の下で、我が国経済は緩やかな景気拡大を続けてまいりました。これにより、前向きな資金需要の喚起や与信費用の減少等を通じて地域金融機関の収益にプラスの影響を及ぼしたと考えられます。

一方で、低金利環境の長期化に加え、地域の人口減少などの構造要因から、地域金融機関の基礎的な収益力は低下傾向を続けてきたことは事実であります。日本銀行としては、地域金融機関の経営動向や金融仲介機能の状況について今後とも注意深く点検してまいります。

○階委員 私の質問はシンプルで、今、地域金融機関の利益が減つてきている、その一因となつているのが日銀の異次元の金融緩和ではないか、こういうことを聞いているわけです。それを認めるか認めないか、そこだけお答えください。

○黒田参考人 先ほどお答えいたしましたとおり、低金利環境が地域金融機関経営に様々な経路で影響を及ぼしていることは事実ですが、先ほど申し上げたように、こうした積極的な金融緩和の下で、地域金融機関の収益にプラスの影響も及ぼしているわけでございまして、一概に……（階委員「いや、だから、トータルで聞いてるんです」と呼ぶ）トータルでも……（階委員「認めないのか」と呼ぶ）認めません。

○階委員 驚きました。驚きました。皆さん、聞きましたか。二年で物価安定目標2%を達成すると言つて、九年間もだらだらだら金融緩和、マイナス金利、長期ゼロ%。この結果、地方の金融機関は経営統合、リストラに追い込まれている

んですよ。その責任を認めない。あなたは本当に中央銀行の総裁としてふさわしいんですか。今の答弁を聞いてあきれました。これは非常に重要な答弁だと思います。

しかも、日銀が極めて悪質だと思うのは、自ら

このように地域金融機関の経営を悪化させておきながら、合併、統合したり、人件費や店舗の費用を削減したりすることを間接的に促す仕組みを導入していることなんですよ。

○岸田内閣総理大臣 地域経済の維持発展のために事業者の身近な支え手である地域金融機関が一層貢献していくこと、これは期待されるところであります。そして、地域金融機関、今、厳しい経営環境が続く中で、地域経済に引き続き貢献するため、経営改革を進め、経営基盤の強化に取り組むことが求められています。

そして、御指摘の金融機関の統合再編ですが、これは経営判断に属するものであるとは考えますが、こうした経営改革についての一つの選択肢であります。が、ただ、これは地域経済への貢献につながるということが重要であると認識をしています。是非、地域経済の成長につながるよう地域金融機関による事業者支援を促していく、こうした環境をつくつていかなければならぬと考えております。

○階委員 私は総理と同じ日本長期信用銀行の出身なんですね。その日本長期信用銀行、国有化され

れて、今、新生銀行に変わりましたけれども、今度二月八日に臨時の株主総会が開かれます。SBIの傘下に入るということで、役員も一新されて、そして、今度は地方金融機関の皆さんと同じグループに入るということで、これは非常に、私ども古き時代を知っている者にとってはかなりインパクトのあることなんですね。しかも、今総理といふお立場で、公的資金を新生銀行には注入していますよね。経営の行方には大変関心を持たれていますよ。

そうした、地域金融機関がこれから地域に貢献していく上で、新生銀行のように、まあ、SBIに言わせれば、地方銀行の中央金融機関として役割を担つてほしいというようなことが報道でも伝わっていますけれども、こうした、これからの金融の在り方、新生銀行の経営の在り方、どのようにお考えになるか、御所見をお願いできますでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 当然のことながら、個別のこうした取組について私の立場から論評をすることは、これは控えなければならないと考えておりますが、いずれにせよ、先ほど来的議論の中で、地方金融機関というものは地方経済において大変重要な役割を果たしている、そして、事業者の支え手として重要な役割を果たしている、そういう役割をしつかり果たしてもらえる環境整備に努めていかなければならぬことは考えます。

是非、地方金融機関の意義あるいは存在の大きさ、こういったものにはしつかり頭を巡らせながら政策を考えいくことは重要であると考えます。

○階委員 合併再編ありきじやないということはよく伝わりましたけれども、是非、これから、これほど厳しい経営環境に日銀によって追い込まれている地域金融機関の今の状況というものをしつかり把握した上で、金融の方にも、まあ、元々そちらの出身ですから、私も一緒に頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

さて、地方社会の維持発展のためには、一次産業も極めて重要です。特に、米作りは重要だと考えております。

前回、一月の二十八日でしたか、近藤和也委員の質疑で、米の価格下落を避けるためには、市場にだぶついているお米を政府備蓄米として買った方がいいんじやないかという質問を近藤さんがされました。それに対して農水大臣の方から、政府備蓄米は、不測の事態に備えて一定量の国産米を保有することを目的としているので、そういうことはできないという答弁でした。

しかしながら、コロナ禍や気候変動で、海外から穀物の輸入が困難となる事態も想定されます。中国などは、そういうことも想定して穀物の買入れを増やしているようです。加えて、今回、トンガの海底火山の千年に一度とも言われる噴火が起きました。過去には、そういう火山の噴火によって大冷害になつた、そういうときもありました。

まさに今、不測の事態に備えるべきではないでしょうか。政府備蓄米を増やすべき状況だと思いませんが、総理の所見をお願いします。

○岸田内閣総理大臣 様々な不測の事態に備えていかなければならない、こういった問題意識はお

つしやるとおりだと思います。

その中で、政府備蓄米の在り方、これはどうするのか。これについては、これは様々な要素が絡みます。法律もあります。その中で考えていくべき課題ではないかと思つております。

○階委員 総理、デジタル田園都市構想とおっしゃるわけですけれども、正直言つて、今、お米を作つても赤字です。そして、お米を作るのを諦めざるを得ないという農家さんがたくさんいます。このままでは、田園なき、ただのデジタル過疎地、そういうふうになりかねません。

本当にデジタル田園都市、これをつくりたいのであれば、田園を守るための方策、これを総理が積極的にやるべきでしよう。田園を守るために何をするか、おっしゃつてください。

○岸田内閣総理大臣 まず、地方においては、大きな存在であります農林水産業、多様な農林水産業が地域経済を支えている、そして、輸出促進やスマート化など、農林水産業の成長のための投資と改革、これを更に進めて、国際競争やあるいは災害にも負けない足腰の強い農林水産業を構築していくかなければならないと認識しておりますが、御質問の、田園をつくるためにはどういうふうに考えているか、こういったことについては、こうした農業を支えるということと併せて、地方への大きな人の流れ、これもデジタルを通じてしつかりつづっていく、こういった取組も重要であると思つています。

農村地域に移住する、あるいは二地域居住する、こうしたことによつて、新しい人材がデジタル技

術も活用しつつ農業に参加をする、農業と他の仕事を組み合わせた、いわゆる半農半Xと言われるような働き方、これを実現していくとか、農村景観などの農村の多様な地域資源、これを活用して、例えば農泊といったような新しい事業を創設する、こうしたことにつなげていく。こうしたことによつて、具体的に、農村がそれぞれの個性を生かして活力を取り戻していく、こうしたことにつながるのではないかと思います。

こうしたデジタルを活用した取組を進める、デジタル田園都市構想の一つの取組として重要であると認識をしています。こうした活用もしっかりと進めることによって、地方、おっしゃるように、田園都市としてしっかりと個性豊かな発展につなげていきたいと考えております。

○階委員 端的にお答えください。

総理は、これからも地方の田園を守つていく、その覚悟はおありかどうか、お答えください。

○岸田内閣総理大臣 当然のことあります。

だからこそ、この今の時代に合った地方創生、地方の活力、こうしたものを考えなければならぬということでお一つの提案をさせていただき、多くの皆さんの議論に供させていただいているということであります。

○階委員 是非、地方でお米を作つてゐる農家の皆さんは大変な状況ですから、総理のリーダーシップでこうした農家を助けてあげてください。さきて、もう一つ、私が地方の活性化にとって必要なと思うのは、地方でこそ、イノベーションをつくる最先端の研究開発拠点が重要ではないか

というふうに思うんですね。

ところが、昨日、それと、私から言わせると逆行するような動きがあつたと思います。

総理が議長である総合科学技術・イノベーション会議で承認された資料から、今お見せしているものは抜粋したもので。これによると、国際卓越研究大学、仮称ですけれども、これに選ばれるには、世界と伍する研究大学となるためのポテンシャルを有する大学である必要があるそうです。

この要件を満たす大学、これは地方に今存在するというふうに考えていいでありますでしょうか。総理、お願いします。

○岸田内閣総理大臣 もちろん、最先端のこの取組については、地方の大学も含めてしっかりと評価し、支援を行つていかなければならぬと思っております。

御指摘の総合科学技術・イノベーション会議におけるパッケージ、御指摘いただいたパッケージであります。これは、こうした大学改革に加えて、地域の中核大学、あるいは特定分野に強みを持つ大学、それぞれの強みを十分に發揮し、社会変革を牽引していくべきである、こうしたことを決定していると思います。

その紙の中に入つてゐるかどうか分かりませんが、これは、パッケージの中に、今申し上げた地域の中核大学、特定分野に強みを持つ大学、これに對してもしつかり支援をしていく、これは会議の中で確認し、私も出席して確認しておりますので、これは間違いないところであると考えております。（発言する者あり）

○階委員 今、別の仕組みですという声もありましたけれども、私もそのように事務方から聞いていまして、この資料の一一番下のところに、「大学ファンドからの助成」というのがありますね。

今回、大学ファンドというのは十兆円の規模です。今回の本予算の財政投融資の予算の方で約五兆円ぐらいが手当てされて、前回までの分と合わせて、これでトータル十兆円になるわけです。十兆円を運用して、年間三千億円もの運用益を上げて、これを数校に配分するというふうに言つていました。

数校、具体的には何校ぐらいで、それを割り算すると一校当たり幾らぐらいになるのか、文科大臣、お答えいただけますか。

○末松国務大臣 失礼します。

先生お尋ねになつたお話を割り算すると一校当たり幾らぐらいになるのか、文科大臣、お答えいただけますか。

（階委員「はい」と呼ぶ）数百億程度を考えております。（階委員「何校ぐらい」と呼ぶ）それは、数校ということになりますから、数校は数校でございます。

○階委員 数校ですから、さすがに七、八というよりもうちょっと低くて、せいぜい五、六校だと思います。そうすると、仮に六校だとしても、三千割る六で、一校当たり五百億もの巨額の資金が毎年毎年流れるということになるわけですね。

そこが、そういうお金を毎年消化できる大学つて、やはり巨大な大学であり、そういう大学は地方には余りないんですね。やはり、東京などの都市部にこういうお金が投じられると、ますます東京に地方の若い優秀な人材が集まつてくる。これはやはり地方活性化とは逆行するような気がします。

そこで、私は思うんですが、毎年五百億もの資金を供給するのであれば、地方の、大学とは限らず、最先端の研究開発プロジェクトにこのお金を投じてもいいんじゃないかな。その見地から、今日は鈴木財務大臣、私と同じ岩手なので、是非お聞きしたいと思うんです。

震災の前から、岩手を始めとした北東北の方では国際リニアコライダーの誘致を進めてきましたけれども、どうしても財務省が反対して、これは一步も前に進んでいないんですよ。今回、これが規模の大学ファンドをつくつて、毎年毎年三千億もの巨額の運用益を生み出すのであれば、国際リニアコライダーは、毎年四百億円、この金額があれば造つていけるわけです。これは財務大臣として進めていっただけないでしようか。お願いします。

○鈴木国務大臣 国際リニアコライダーを誘致する、日本にホストするということにつきましては、階先生とともに、超党派の議員連盟でずっと携わつてきましたことございます。

しかし、これは一義的に文部科学省の所掌範囲でありまして、私が財務大臣という立場でこれに対して何かするというと、のりを越えることにな

つてしまふと思います。

そういうことでございますが、何と言つたらいいんでしょうか、公務と政務という言い方はおかしいわけであります、財務大臣という立場でなく、地方、岩手選出の国會議員として、しっかりとこれからもこの誘致に向けて取り組んでまいりたいと思つております。

○階委員 私は、地元にだけ利益をもたらしたいと思って政治家をやつておるわけじやないんですが、こういう話というの、今回、福島でも、国際教育研究拠点を設けて、復興のみならず、これは世界の課題解決にも貢献する、これも施政方針演説で総理がおつしやつたことです。

こういう拠点を福島や岩手や全国津々浦々に設けて、そのためにこの十兆円ファンドというのを使つてもいいんじゃないでしょうか。総理のお考えをお聞かせください。

○岸田内閣総理大臣 まず、地方発で新たな産業を創出する、また日本の成長のエネルギーをしっかりとつくりしていく、こうしたことにおいて、最先端の研究開発拠点、これは重要な要素であると認識をしています。

そして、先ほど来大学の議論が続いていますが、地方における大学等を中心として産学官の連携による研究開発拠点を構築する、このことによつて地域の活性化につなげていく、こうした考え方、仕組み、これは大変重要なことだと思います。

明らかに改ざんというのは故意がある。これはパネルを御覧になつてください。

これは、左側に、赤木さんの裁判の訴状に書かれていた請求の原因です。そして、右側に、今回国が請求を認諾するに至つた理由などが書かれておりますけれども、「第一 事案の概要について」のところで、左側に書かれてあるようなことをほぼ認めておるというの、左、右、対応して見れば分かるかと思います。ということは、やはり国

点につながる、こうした取組をしつかり進めなければと期待をしております。

○階委員 地方大学の支援の話、私も聞いていますけれども、全然支援の規模が違うんですね。それでは格差が広がる一方ではないか、地方の活性化にはつながらないんじやないか、ただでさえ東京一極集中、大都市集中が進んでいる中、その流れを変えるためには、地方にこそこうした大規模な研究開発拠点を設けるべきではないか、そのように考えますので、是非御検討をお願いします。

さて、残された時間ですけれども、前回の続きで、公文書改ざん事件に関する国賠訴訟、これは赤木さんが起こした国家賠償請求訴訟ですけれども、これについて、請求を認諾しました、国は。ところが、一億一千万、赤木さんに払う、そのお金は我々の税金で払う。そのお金を、本来であれば、責任がある佐川元理財局長に求償すべきなのに、それを行わない。その行為の理由は何なのかということを前回伺つたときに、鈴木財務大臣からは、故意又は重大な過失がないかのようなお話をありました。

明らかに改ざんというのは故意がある。これはパネルを御覧になつてください。

これは、左側に、赤木さんの裁判の訴状に書かれていた請求の原因です。そして、右側に、今回国が請求を認諾するに至つた理由などが書かれておりますけれども、「第一 事案の概要について」のところで、左側に書かれてあるようなことをほぼ認めておるというの、左、右、対応して見れば分かるかと思います。ということは、やはり国

としても、理財局からの改ざん指示があつたということを認めているわけです。だとすれば、改ざん指示、過失、しかも軽過失ということはあり得ないわけで、故意しかり得ないわけですよ、改ざんを指示するというのは。だとすれば、当然、求償すべきだと思いますが、この点についてもう一度お尋ねします。

○鈴木国務大臣 求償権のお話でございました。

今回の認諾いたしました訴訟は、まずは、損害賠償請求であつたということです。そして、国家賠償法におきましては、国が支払った賠償金について、職員に故意又は重大な過失があつたときは職員個人に求償することができる規定されております。

今回の訴訟において、赤木さんが当時、森友学園案件に係る様々な業務に忙殺をされ、本省からの決裁文書改ざん指示への対応を含め厳しい業務状況に置かれる中、国として安全配慮義務を十分に尽くせなかつたこと、このことについて、国として責任を認め、認諾をしたものであります。

赤木さんにつきましては、国といたしましても、赤木さんを含む森友学園案件に関わる職員の業務負担を軽減すべく、人員の追加配置でありますとか、業務配分の見直し等を行つたほかにも、赤木さんの休職後におきましても、リハビリ出勤を開始するなど復帰に向けた配慮に努め、また、決算文書改ざんにつきましても、赤木さんを含む近畿財務局職員の反発の後、本省理財局幹部と近畿財務局幹部との間で相談がなされまして、結論として、赤木さんを含む統括国有財産管理官の配下の

職員の方々にはこれ以上作業に関与させないとされたところでございます。当時、業務負担の軽減等の対応がなされたということを申し上げたところでございます。

以上を踏まえますと、国として安全配慮義務を十分尽くせなかつたといったとしても、重大な過失があるとは考えておらないところでございました。

○階委員 改ざんの指示が亡くなつた理由の一つではあるということは、きちつと書面に書いていますよね。これはお認めになりますよね。改ざんの指示が自殺された理由の一つだということはきつと書いていますから、これはお認めになられますよね。

大臣、お願ひします。端的にお願ひします。

○鈴木国務大臣 決裁文書の改ざん等の一連の問題行為につきましては、佐川元理財局長が方向性を決定づけ、近畿財務局の職員の抵抗にもかかわらず、本省理財局の指示により行われたものであること、それから、赤木さんの自死につきましては、赤木さんが当時、様々な業務に忙殺され、御自身も強く反発された本省からの決裁文書改ざん指示への対応を含め厳しい業務状況に置かれる中、病気休職、さらには自死に至つたものであることといった事実関係の大筋につきましては、国として争うべき点はないと考えております。

○階委員 指示という言葉をあえて使わず、方向性を決定づけたなんてごまかしていきますけれども、次のおれを見てください。

訴状に書いたことを皆さん認めたわけでしょう。認諾して、争わないで、裁判をこれ以上長引かせたくないということで認めたわけでしよう。だったら、故意の指示があつたんだから、それで亡く

これ、赤木ファイル、国がようやく、引き延ばしに引き延ばし、国会にも出さなかつた赤木ファイル、ようやく出してきた赤木ファイルに何と書いてあつたか。右側が、その赤木ファイルにあつた赤木さん宛ての理財局の方からのメールの写しです。この下の方に、「局長からの指示により、調書につきましては、現在までの国会答弁を踏まえた上で、作成するよう直接指示がありました」。

指示、指示、「一回出でてきていますよ。指示があつたわけでしよう。指示は故意でしかあり得ないでしよう。ここは認めてください。

○鈴木国務大臣 正確を期すために紙を読ませていただきたいと思います。

財務省の調査報告書におきましては、一連の問題行為は本省理財局の指示により行われたものと認定しており、また、理財局長が方向性を決定づけ、その下で理財局の総務課長が関係者に方針を伝達したものと認定しているとおりであります。

今回特定されたファイルと調査報告書の内容に実質的な違いがあるとは考えておりません。

○階委員 調査報告書、これはこのパネルの左側にありますけれども、念押しがあつたというような、これもまた曖昧な書き方ですね。

ちゃんと赤木ファイルには動かぬ証拠が書いていますよ。そして、訴状に書いてもあるわけですよ。

訴状に書いたことを皆さん認めたわけでしょう。認諾して、争わないで、裁判をこれ以上長引かせたくないということで認めたわけでしよう。だったら、故意の指示があつたんだから、それで亡く

なつたんだから、求償してくださいよ。

結論だけ。

す。
ありがとうございました。

○鈴木国務大臣　冒頭申し上げましたとおり、今回この裁判は損害賠償裁判でございまして、そこで争っていたのは、安全配慮義務がしつかりなされていたかどうかということであると理解をしております。

国として安全配慮義務を十分尽くせなかつたとしても、先ほど申し上げましたとおり、様々、赤木さんに対する配慮はしたところでございまして、重大な過失があるとは考えておりません。

○階委員　いや、全く納得がいきません。

最後に、赤木さんの名誉のために、この一つ前のパネル、「請求の原因」のところで、本件訴訟の目的ということが書かれてあります。

赤木さんは、お金のためにこの訴訟をやつたわけではありません。

目的は三つ。なぜ亡き俊夫が本件自殺に追い込まれなければならなかつたのか、その原因と結果を明らかにする。第二に、行政上層部の保身と忖度を目的とした軽率な判断や指示によって、現場の職員が苦しみ自殺することが二度とないようにする。第三に、亡き俊夫の遺志に基づき、誰の指示に基づいてどのような改ざんが行われ、その結果、どのようなうその答弁が行われたのかについて、公的な場で説明する。

この三つの目的、これを果たしてもらわなければ、この請求が認諾される意味はありません。是非、この点について、改めて証人喚問、そして第三者委員会による再調査を求め、質問を終わりま